

桜井市窓口改革等推進支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名称

桜井市窓口改革等推進支援業務委託

(2) 業務の目的

令和4年3月に策定した「DX推進基本方針」による重点施策が令和7年度で終了するため、令和8年度以降の新たな実行計画として「桜井市DX推進計画（仮称）」を策定する。総務省の自治体DX推進計画で掲げる行政手続きオンライン化や書かないワンストップ窓口などのフロントヤード改革を踏まえ、市民サービスの利便性向上・業務効率化・サービス高度化を図るとともに、フロントヤードの課題を抽出、解決のためのBPRを実施する。また、BPR手法の習得支援を通じて職員による継続的な業務改革を実現することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「桜井市窓口改革等推進支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(5) 委託料上限額

20,339,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※金額は契約額等を示すものでなく、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

なお、上限額を超えた提案は無効とする。

2. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1

桜井市総務部イノベーション推進室

電話：0744-42-9111（内線1621）

3. 参加資格

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。

(1) 次の要件を満たす者

ア 令和7年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。

イ 国税及び都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 桜井市から入札参加停止措置等を受けていない者

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を

経過している者

- (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役員又は構成員でない者
- (11) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第1項に規定する特定目的会社でない者
- (12) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）で、地方公共団体等において、本業務と同規模、同種又は類似業務の受託実績が3件以上あること。

4. スケジュール（予定含む）

公告から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
① 実施要領の公告	令和7年7月2日（水）
② 質問書提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時まで
③ 質問書に対する回答	令和7年7月11日（金）
④ 参加申請書等の提出期限	令和7年7月16日（水）午後5時まで
⑤ 書類審査結果通知	令和7年7月22日（火）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和7年7月28日（月）午後5時まで
⑦ プレゼンテーション審査	令和7年8月4日（月）
⑧ プレゼンテーション審査結果通知	令和7年8月上旬（予定）
⑨ 業務委託に係る協議	決定後、速やかに協議します
⑩ 業務委託に係る契約	令和7年8月上旬（予定）

5. 申請書等様式配布期間及び場所

(1) 配布期間

7月16日（水）午後5時まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロードすること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

＜市ホームページアドレス＞

<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/soumu/innovationsuisinsitsu/nyuusatukannrennzyo/uhou/9275.html>

6. 参加申請書等の提出について

(1) 提出書類

別紙、「作成要領」を参照のこと

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）
- ③ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者で無い者にあつては、次の書類。なお、写し可とする。
 1. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 2. 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 3. 次のいずれかの直近期2年分の納税証明書
 - a. 桜井市内の事業者…税務署発行の納税証明書及び桜井市税務課発行の納税証明書
※桜井市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む
 - b. 桜井市外の事業者…税務署発行の納税証明書
- ④ 業務実績調書（様式第3号）
- ⑤ 業務執行体制調書（様式第4号）
- ⑥ 管理責任者調書（様式第5号）

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

(3) 提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿432-1

桜井市役所本庁舎3階 桜井市総務部イノベーション推進室

(4) 提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時まで [必着]

7. 質問の受付及び回答

仕様又は要領に関して質疑がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。

（1）提出期限

令和7年7月9日（水）午後5時まで

（2）提出先

桜井市窓口改革等推進支援業務委託プロポーザルに関する質問受付フォーム
（URL）

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39532

（3）その他

提出された質問書の内容及びその回答については、令和7年7月16日（水）までに本市ホームページ上に随時公表する。その際、質問者の素性は公開しない。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

8. 書類審査

書類審査により、参加表明書を受理した事業者の資格要件等を確認し、プレゼンテーション審査を受けることができる参加事業者を選定（3者程度）する。ただし、参加事業者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備があった場合には失格とする。

書類審査は、別紙「評価基準書」に基づき実施し、審査の結果は、令和7年7月22日（火）までにすべての参加事業者へ電子メールにて通知する。

9. 企画提案書等の提出

プレゼンテーション審査を受けることができる事業者を選定された者は、次のとおり、下記「（1）提出書類」を提出すること。

（1）提出書類

別紙、「作成要領」を参照のこと

①企画提案書等提出書（様式第8号）

②企画提案書

以下の「1」及び「2」を企画提案書とし、提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、具体的に記載すること。

1. 様式を指定した、様式第9-1号、様式第9-2号、様式第9-3号については、A4用紙（片面）各5枚以内の参考資料を添付することができる。
2. 様式9-2号については、前項の参考資料とは別で「桜井市DX推進計画」の策定がイメージできるもの（冊子の概要版等）を両面印刷30ページ以内（表紙、目次は

ページ数に含めない)を添付することができる。

③業務工程表(様式任意、A4用紙、年度毎に1枚以内)

④見積書(様式任意、A4用紙、年度毎に1枚以内)

(2) 提出方法

「6. 参加申請書等の提出について」(2)に準ずる。

(3) 提出場所

「6. 参加申請書等の提出について」(3)に準ずる。

(4) 提出期日

7月28日(月)午後5時まで[必着]

受付時間: 午前9時から午後5時まで

10. プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

選考委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記、留意事項のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

留意事項	
開催日	8月4日(月)
場 所	桜井市役所内の会議室
時 間	40分以内
内 容	提出した企画提案書の概要説明(30分以内) 企画提案書に対する質疑応答(10分)
出席者	3名以内
出席者の条件	本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。 なお、概要説明を行う者は、本業務の主担当者とする。
使用機器等	概要説明にパワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、使用するパソコン、ケーブル等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、資料投影用のモニターは本市で用意する。
その他	選定委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、事業者名がわかるような発言・表示等を行わないこと

(3) 審査項目

別紙「評価基準書」に記載のとおり。

(4) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、選定又は非選定について審査結果を通知する。

(5) 審査結果の疑義

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（土・日曜日及び祝日を除く）以内に、選定しなかった理由の説明を書面により求めることができる。

1 1. 審査の結果

書類審査及び企画提案選考の合計点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。最高得点申請者が複数ある場合は、企画提案選考における評価基準書の項番4、5、6、7の合計点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

審査結果についての公表請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し秘密とすべき事項があれば、提案の際に特定し、本市に指示する。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本市は、選定で優先交渉権者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

(2) 参加事業者が1者であっても審査を実施し、選定委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その参加事業者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。

(3) 契約にあたっては桜井市契約規則（昭和44年規則第3号）に基づくこととする。

1 3. その他

(1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。また、本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。

(2) 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみ審査の対象とし、再提出以前に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で利用できるものとする。

(4) 提出された書類は、参加辞退届が提出された場合も含め返却しない。また、提出書類は原則として公開しないが、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがある。

- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- (6) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- (7) 様式第4号「業務執行体制調書」に記載した配置予定者を変更等することは認めない。なお、受託後の業務執行にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はその限りではない。ただし、変更に当たっては、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について桜井市が求める資料を提出し、了解を得る必要がある。
- (8) 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- (9) 提出された企画提案書の提案内容に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とする。
- (10) 優先交渉権者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、その際、選定された者は改めて見積書を提出すること。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。